

(案)

広渡川国有林の地域別の森林計画書
〔変更計画〕

平成30年12月変更

(広渡川森林計画区)

計画期間

自 平成27年 4月 1日

至 平成37年 3月 31日

九州森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する法第5条第5項の規定に基づき次のとおり変更する。

【変更理由】

猪八重照葉樹林生物群集保護林の新設に伴い、公益的機能別施業森林の区域及び面積を変更するものである。

なお、本変更計画は平成31年4月1日から効力を生ずる。

【変更項目】

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

目 次

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	3
1 水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3
2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の 機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3
① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を 図るための森林施業を推進すべき森林	3
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4

Ⅱ 計 画 事 項

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法	
総数		28,853.96		
市町村別内訳	日南市	2～84、86～128、130～155、157～160、162～173、177、1036～1038、1043～1045	20,438.87	伐期の延長、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、水源の涵養機能の維持増進を図る。
	串間市	2001～2028、2030～2055、2057～2087	8,415.09	

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法	
総数		6,134.00		
市町村別内訳	日南市	4、5、8、10～18、20～25、27、28、30～59、61～67、69～84、90～98、101～105、107、108、110～114、116～118、121、123～127、130～145、147、148、150～153、155、157～160、162、164～173、177、1036～1038、1043～1045	4,314.00	長伐期施業、複層林施業（択伐以外）、複層林施業（択伐）のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る。
	串間市	2001～2028、2030～2046、2048～2055、2058～2082、2084～2087	1,820.00	

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総数		60.64	
市町村別内訳	日南市	177	複層林施業（択伐）、により、快適な環境の形成の機能の維持増進を図る。
	串間市	2073、2084	

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区 分	森林の区域（林班）	面積（ha）	施業方法
総数		654.27	
市 町 村 別 内 訳	日南市	28、91、131、132、140～145、 177、1036、 <u>1037</u>	複層林施業（択伐）、 により、保健文化機能 の維持増進を図る。
	串間市	2016、2019、2020、2075、2076、 2080、2082	